

## ソフトバンク つながる募金参加規約

本規約は、非営利活動団体等が、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)が提供する募金サービス(当社が非営利活動団体等への寄付金を集めることを目的として、「ソフトバンク つながる募金」との名称で提供するサービスのうち、専用募金サイトを通じて行われる募金サービスのみをいい、以下「本募金サービス」といいます)に寄付先団体として参加し、本募金サービスを利用する際の条件について定めるものです。

### 第1条(定義)

本規約において、次に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有します。

- (1) 「参加団体」とは、当社が、第3条に従い、本募金サービスに寄付先団体として参加することを承諾した団体をいいます。
- (2) 「お客さま」とは、本募金サービスを利用して、参加団体に寄付を行った方をいいます。
- (3) 「寄付金」とは、お客さまが、本募金サービスを利用することにより、参加団体に対して行った寄付に係る金額をいいます。
- (4) 「利用料」とは、第8条に定める料金をいいます。
- (5) 「本サイト等」とは、専用募金サイトおよび専用募金サイト誘導機能の総称をいいます。
- (6) 「専用募金サイト」とは、本募金サービスにおいて、参加団体ごとに作成される、参加団体専用のウェブサイトをいいます(お客さまによる本募金サービスを利用した参加団体への寄付は、専用募金サイトから行われます)。
- (7) 「ソフトバンク契約者」とは、お客さまのうち、当社との間で通信契約を締結されている契約者(これらの契約者から当該通信契約に係る処分権を与えられている方を含みます)をいいます。
- (8) 「ソフトバンクスマートフォン契約者」とは、ソフトバンク契約者のうち、ソフトバンクスマートフォンをご利用の方をいいます。
- (9) 「通信契約約款」とは、当社の 3G 通信サービス契約約款および 4G 通信サービス契約約款の総称またはそれらの一方をいいます。
- (10) 「通信契約」とは、通信契約約款に基づく当社の電気通信サービスについての利用規約をいいます。
- (11) 「ソフトバンク携帯電話」とは、通信契約に基づく当社の電気通信サービスの利用に際し、使用されている通信端末をいいます。
- (12) 「ソフトバンクスマートフォン」とは、ソフトバンク携帯電話のうち、Android™搭載端末(一部機種を除く)または iOS 搭載端末をいいます。
- (13) 「領収書発行希望申込者情報」とは、お客さまが参加団体による領収書の発行を希望した場合に、当社が参加団体に通知するお客さまの情報をいいます。
- (14) 「T ポイント」とは、株式会社 T ポイント・ジャパンが提供する「T ポイント」を当社が定めるポイントプログラム(T ポイント)提供条件書に従い、ソフトバンク契約者に対して提供するポイントサービスをいいます。

### 第2条(申込方法)

- 1 本募金サービスの寄付先団体となることを希望される場合は、当社所定の申込書および当社が別に定める必要書類を、別に定める当社連絡先へご提出いただけます。
- 2 当社は、第3条に基づく承諾の可否を判断するため、申込団体について審査を行います。なお、当社は、当該審査業務の一部を第三者に業務委託いたします(当該業務委託にあたり、当該業務委託先に対して、前項に従い申込団体からご提出いただいた書類・情報を開示いたします)ので、この点につき、ご了承のうえ、申込みを行ってください。

### 第3条(申込みの承諾)

- 1 当社が、前条に基づく申込み(以下「申込み」といいます)を承諾した場合は、当該団体に対しその旨の通知をいたします。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みに不備があったこと、または申込みに際し虚偽の申告がなされたことが判明したとき。
  - (2) 申込みを行った団体の名称、所在地等の当該団体を特定する情報を、当社が別に定める方法により確認することができなかったとき。
  - (3) 申込みを行った団体が、本募金サービスにおける寄付先団体として既に登録されているとき。
  - (4) 当社が、別に定める基準に照らし、申込みを行った団体が次に掲げる要件を満たさないと判断したとき。
    - ① 認定を受けている NPO 法人、公益社団法人もしくは公益財団法人であること、または一定期間以上の活動実績が認められる団体であること。
    - ② 営利を目的としていない団体であること。
    - ③ 当該団体の事業に社会性、健全性、公平性、公共性があること。
    - ④ 活動実績があり、かつ、活動の継続性が認められること。
    - ⑤ 寄付金の使用用途が明確であること。
    - ⑥ 活動実績、寄付金の使用用途が一般公開されていること。
    - ⑦ 宗教活動および政治活動を目的としていないこと。
    - ⑧ 反社会的勢力との関わりがないこと。
  - (5) 申込みを行った団体が、利用料の支払いを怠るおそれがあるとき。
  - (6) 申込みを行った団体が本規約に現に違反している、または違反するおそれがあるとき。
  - (7) 申込みを行った団体が団体のホームページ上で募金サービスを利用しなかったとき。
  - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### 第4条(変更情報の届出)

- 1 第2条に基づき提出された申込書の記載情報に変更が生じた場合は、当該変更情報を、別に定める当社連絡先に、速やかに届け出ていただきます。
- 2 前項の届出がなされた場合、当社は、当該参加団体に対し、当該変更情報の正確性を証する書類を提出していただくことがあります。

### 第5条(本サイト等の構築)

- 1 参加団体が本募金サービスにより寄付金を受領するためには、本サイトの構築が必要となります。
  - (1) 専用募金サイトについて
    - ① 当社は、第3条に基づく承諾後、別に定める期間内に専用募金サイトを作成します。
    - ② 当社が専用募金サイトを作成するにあたり、参加団体には、当社が別に定める素材および情報等を提供していただきます。
    - ③ 専用募金サイトの募金金額およびデザイン等の様式は、当社が別に定めるものに限りです。
    - ④ 当社は、専用募金サイトにアクセスするためのリンクボタンおよび URL を作成し、参加団体に提供します。

⑤ 専用募金サイトに誘導するための参加団体のウェブサイトや告知物は、参加団体に修正いただきます。

(2) 専用募金サイト誘導機能について

- ① 当社は、第3条に基づく承諾後、別に定める期間内および方法で、画像から専用募金サイトへの誘導を可能とするために必要となる画像登録を行います。
- ② 一参加団体あたりの登録可能画像数は、当社が別に定めるとおりとします。
- ③ 参加団体には、画像登録を行うにあたり、当社が別に定める素材および情報等を提供していただきます。

(3) 領収書発行希望申込・解除機能について

当社は、第3条に基づく承諾後、別に定める期間内に、お客さまが参加団体に対して、領収書の発行を希望する旨の申込みまたは領収書発行希望解除を行うことのできる機能を専用募金サイトに作成します。

2 当社は、本サイト等が利用可能となった後速やかに、参加団体に対し通知を行います。なお、当該通知日に、参加団体は本募金サービスにおける寄付先団体として正式登録されるものとします(以下、この登録を「本件登録」といいます)。

#### 第6条(寄付金の支払い)

- 1 当社は、前月1日から前月末日の間に受領した、お客さまからの参加団体への寄付金を、当月末までの当社が別に定める日にまとめて、参加団体が申込み時に指定した金融機関口座に振り込みます。
- 2 お客さまが本募金サービスにより当社に寄付金を支払う際に発生するクレジットカード手数料、および当社がお客さまより受領した寄付金を参加団体に支払う際に発生する金融機関の手数料等については、当社負担といたします。

#### 第7条(領収書発行希望申込者情報の取り扱い)

- 1 当社は、お客さまから寄付金を受領した日を含む月の翌月末までに、参加団体に対して、領収書発行希望申込者情報を通知します。
- 2 当社が通知する領収書発行希望申込者情報は以下のとおりです。
  - (1) ソフトバンクスマートフォン契約者の場合  
「都度寄付の申込日、継続寄付の申込日、継続寄付応答日、寄付額、寄付種別(都度寄付または継続寄付)、携帯電話番号、氏名、氏名(ふりがな)、住所、メールアドレス、固定連絡先電話番号(当社に対して届出がなされている場合に限り)」
  - (2) ソフトバンクスマートフォン契約者以外の場合  
「寄付申込日、寄付額、氏名、氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス」
- 3 当社が通知した領収書発行希望申込者情報は、参加団体のプライバシーポリシー等に則り、参加団体により管理・保有・利用をしていただきます。当社は、参加団体による領収書発行希望申込者情報の管理・保有・利用に関し、一切責任を負いません。

#### 第8条(利用料)

- 1 本件登録がなされた日が属する月の翌月から、毎月、本サイト等利用料として、当該月に当社を経由して参加団体に支払われた寄付金額に2.4%を乗じた金額(1円未満切捨て。以下「利用料」といいます)をお支払いいただきます。なお、当該利用料には別途消費税相当額が加算されます。(但し、Tポイントによる寄付の場合、利用料は発生いたしません)
- 2 当社は、毎月、お客様から参加団体向けとして受領した金額から利用料を控除した残額を第6条所定の方法により参加団体へ支払うことにより、利用料を徴収いたします。

#### 第9条(参加団体の申出による本件登録の解除)

- 1 本件登録の解除を希望される場合は、当社指定の連絡先に当社所定の解除申請書を提出していただきます。なお、前月の9日から当月の8日までに提出された解除申請書に係る本件登録は、当月末日をもって解除されます。
- 2 前項に基づく本件登録の解除後であっても、当社から参加団体への寄付金の振り込みが発生する場合には、利用料を本規約の定めに従いご負担いただきます。

#### 第10条(当社が行う本件登録の解除)

- 1 当社は参加団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加団体に係る本件登録を解除いたします。

- (1) 利用料の支払いをしないとき、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 合理的な理由により、参加団体が次のいずれかに該当すると当社が判断したとき。

- ① 営利を目的とした活動に寄付金を利用している場合
- ② 参加団体の事業に社会性、健全性、公平性、公共性が認められない場合
- ③ 活動実績および寄付金の使用用途が一般公開されていない場合
- ④ 宗教活動および政治活動を目的とした活動を行っている場合
- ⑤ 反社会的勢力との関わりが認められる場合
- ⑥ 本募金サービスにより寄付金を受領する意思がないと認められる場合

- (3) 参加団体が本規約に違反した場合
- (4) 参加団体が本募金サービスにより寄付金を受領することが不適切であると当社が判断した場合
- (5) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

- 2 前項に基づく本件登録の解除がなされた場合でも、当社から参加団体への寄付金の振り込みが発生する場合には、利用料を本規約の定めに従いご負担いただきます。当該解除がなされた日が属する月の利用料は、日割り計算されることなく、全額発生いたします。また、解除前に発生した利用料については、本規約の定めに従いお支払いいただきます。

#### 第11条(名称の利用等)

- 1 参加団体は、当社が、本募金サービスおよび寄付金を使用した活動を周知する目的のために限り、参加団体の名称、ロゴ等を各種媒体(ウェブサイト、電子メール、アプリケーション、パンフレット、カタログ、ラベル、ステッカーを含みますが、これらに限られません。以下同じとします)に使用することを許諾するものとします。
- 2 参加団体は、本件登録解除後であっても、当社が、寄付金を用いた参加団体の活動を周知する目的に限り、参加団体の名称、ロゴ等を各種媒体に使用することを許諾するものとします。

#### 第12条(秘密保持)

- 参加団体および当社は、本募金サービスに関して知り得た相手方の業務上の情報を、秘密として取り扱うこととします。なお、本件登録解除後も同様とします。

#### 第13条(譲渡禁止)

参加団体は、本規約に基づく権利および義務の一切を、譲渡し、承継させ、またはその他の方法で処分してはならないものとします。

#### 第14条(免責)

- 1 当社は、参加団体の承諾を得ることなく、本募金サービスの全部または一部を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社は、当該措置により、参加団体その他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社の責めに帰さないシステム障害や参加団体の状況により、参加団体が本募金サービスをご利用できない場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。
- 3 参加団体が、本募金サービスに関して何らかの損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社はその賠償の責を一切負わないものとします。
- 4 当社は、本募金サービスについて、明示または黙示を問わず、有用性等、何らの保証をするものではありません。

#### 第15条(本規約の変更)

当社は、変更後の本規約を、当該変更の効力が発生する日以前に、当社ホームページに公表することにより、本規約を変更できるものとします。なお、当該変更後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

#### 第16条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第17条(合意管轄)

本規約および本募金サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発効日:2014年3月5日

最終改正日:2018年8月23日